

## GEC 友の会規約

(名称)

第1条 本会は GEC 友の会（以下「本会」という。）と称する

(事務所)

第2条 本会の事務所は、財団法人地球環境センター（以下「GEC」という。所在地：大阪市鶴見区緑地公園 2-110）内に置く。

(目的)

第3条 本会の諸活動を通じて、広く地球環境問題への理解を深め、また GEC と会員、会員同士の交流を深め、情報交換など互いに生かし高めあう関係を築くとともに、GEC 活動に支援・協力することにより、国際的な環境協力や環境ビジネスの推進等に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員のためのイベント、セミナー、シンポジウム等
- (2) 会員相互の情報交換会
- (3) GEC が主催するセミナー、シンポジウム等の案内
- (4) GEC が発行するニューズレター、年報等の送付
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 会員は、本会の趣旨に賛同する次のものとする。

- (1) 個人会員 入会申込書を提出し、会費を納入した個人
- (2) 法人会員 入会申込書を提出し、会費を納入した法人
- (3) 特別会員 幹事会が推薦する個人

(会費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 年間 個人1口 3,000円  
ただし、学生等は、年間 個人1口 1,000円とする。
- (2) 法人会員 年間 法人1口 10,000円

2 年会費は、本会から請求があったときに一括で支払うこととし、一旦納入した会費はいかなる理由があっても返還しない。

3 特別会員は、会費を免除する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 幹事 若干名

(2) 監事 2名

2 幹事のうち1名を代表幹事とする。

(役員を選出)

第8条 幹事は、総会において会員の中から選出する。

2 監事は、総会において選出する。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

ただし、当分の間、代表幹事は、GEC専務理事をもって充てる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会合)

第10条 本会は、次の会合を開く。

(1) 総会 代表幹事が年1回招集し、事業計画・予算の決定及び決算の承認並びに役員選出を行う。総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

(2) 幹事会 必要に応じて事務局長が招集し、事業の実施に関し、重要な事項について審議する。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、助成金等の収入をもって充てる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

ただし、発足時の会計年度は平成13年12月~平成15年3月の16ヶ月間とする。

(監査)

第 12 条 監事は、会計を監査する

(退会)

第 13 条 退会を希望するものは、本会に申し出ることによりいつでも退会できる。

(会員証)

第 14 条 会員には会員証を発行する。

(規約の改廃)

第 15 条 本規約は、総会において改廃することができる。

(事務局)

第 16 条 本会の事務執行のため、本会に事務局を置く。

2 事務局に代表幹事が任命する事務局長及び事務局次長を置く。

(付則)

この規約は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

(付則)

この改正規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

1 この改正規約は、平成 15 年 10 月 16 日から施行する。

2 この規約改正後の本会の平成 15 年度会計年度は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、施行日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

ただし、平成 15 年 4 月 1 日から施行前日までの本会の会費収入は、規約改正後の会計に引継ぐものとする。

(付則)

この改正規約は、平成 16 年 5 月 28 日から施行する。

(付則)

この改正規約は、平成 19 年 6 月 8 日から施行する。